

## ○茨城県立医療大学運営協議会規程

〔平成18年11月22日〕  
〔医療大訓第1号〕

(趣旨)

第1条 この規程は、茨城県立医療大学学則(平成6年茨城県規則第108号)第15条第2項の規定に基づき、茨城県立医療大学運営協議会(以下「運営協議会」という。)に関し必要な事項を定める。

(組織)

第2条 運営協議会は、次に掲げる者のうちから知事が任命する15名以内の委員で組織する。

- (1) 大学運営精通者
- (2) 県民代表
- (3) 学識経験者
- (4) 医療機関等代表
- (5) 高等学校代表

(諮問事項等)

第3条 運営協議会は、本学に、次に掲げる事項について、学長の諮問に応じて審議し、及び学長に対して助言又は勧告を行う。

- (1) 本学の教育研究上の目的を達成するための基本的な計画に関する重要事項
- (2) 本学の教育研究活動等の状況について本学が行う評価に関する重要事項
- (3) その他本学の運営に関する重要事項

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長等)

第5条 運営協議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、運営協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

(会議)

第6条 運営協議会は、会長がこれを招集し、その議長になる。

(事務)

第7条 運営協議会に関する事務は、事務局総務課において処理する。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、運営協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

付 則

- 1 この規程は、平成18年11月22日から施行する。
- 2 茨城県立医療大学参与会規程は、廃止する。